組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

(目的)

第 1条 岡山県学校生活協同組合(以下「学校生協」という)の組合員及びその家族が、学校生協の事業 を利用すること及び利用代金を支払うことに関して以下のとおりに定める。

(利用できる事業の範囲)

第 2条 定款第6条に定める組合員は、学校生協が実施する事業、指定店・提携店を利用できる。

(利用限度額)

- 第 3条 組合員の一回あたりの利用限度額を30万円とする。但し、現金支払いに関してはこの限りではない。
 - 2. 組合員の家族については、上記の利用限度額を10万円とする。
 - 3. 組合員及びその家族の一回払い及び分割払いの合計の利用限度額を100万円とする。
 - 4. 上記各項の限度額を超えて利用する場合には、事前に学校生協の了承を得なければならない。
 - 5. 了承なく本条の利用限度額を超えるときには、学校生協は組合員への供給を見送ることができるものとする。
 - 6. 指定店と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第 4条 組合員及びその家族は、換金や転売等の学校生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な 利用を行ってはならない。

(利用代金の支払方法)

- 第 5条 定款第6条の組合員のうち県費職員及び岡山市費職員の組合員の利用代金支払いは、原則として 給与口座振替とする。ただし、退職組合員及び給与口座振替ができない場合は口座振替とする。な お口座登録完了までは指定の振込用紙にて支払うものとする。
 - 2. 前号以外に、コンビニ払い、持参払い、集金を希望する組合員は、学校生協と別途協議するものとする。

(分割払いの方法)

第 6条 分割払いの方法は「指定店による販売および支払いに関する規程」に定める方法とする。

(債権譲渡の承諾)

第 7条 組合員は指定店にて利用した代金が、学校生協に債権譲渡される場合があることを予め承諾する ものとする。

(支払義務)

- 第 8条 組合員は利用代金を遅滞なく支払う義務を有する。所定の期日を越えて入金されないときには、 学校生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べない ものとする。
 - 2. ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めて2ヵ月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとする。
 - 3. 利用代金が支払い期限を越えてなお3ヵ月にわたって入金されない場合は、第11条により遅延損害金を加算することができるものとする。

(団体保険料支払義務)

- 第 9条 組合員は団体保険料を遅滞なく支払う義務を有する。
 - 2. 学校生協グループ保険及びその他の団体扱い保険料については、所定の期日を越えてなお入金されないときは、本人に通知のうえで脱退の扱いとする。

(期限の利益の喪失)

第10条 組合員は、利用代金の支払いを2ヵ月続けて怠った場合には、学校生協からの通知・催告を要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(遅延損害金)

第11条 第8条第3項に定める遅延損害金の率は年14.6%を上限としてとして適用することができる。 遅延損害金=遅延額(未払残高)×遅延損害金利率÷365日×遅延日数

(請求書の再発行手数料)

- 第12条 学校生協は、組合員の利用代金が、所定の期日を越えても入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができるものとする。
 - 2. 前項に定める再請求手数料は、1回あたり100円(別途消費税加算)とする。
 - 3. 上記各項に定める手数料は、再請求する都度に加算されるものとする。

(所有権の留保)

第13条 組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品の所有権は学校生協に留保されるものと する。

(事業の利用停止)

- 第14条 本規則第3条(利用限度額)の定めに違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく 事業の利用を直ちに停止することができるものとする。
 - 2. 本規則第4条(換金、転売等の目的外利用の禁止)の事実が認められた場合、その他学校生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。
 - 3. 本規則第8条(支払義務)第1項の定めに違反する場合は、学校生協は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第15条 本規則第14条に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完済したときは、学校生協 は、諸般の事情を検討したうえで供給事業の利用の停止を解除することができる。

(請求金額の確認)

- 第16条 組合員は、原則として請求金額の確認を毎月15日に発行する請求明細(利用明細)書にて行う ものとする。
 - 2. 組合員は、請求明細(利用明細)書に疑義のある場合には遅滞なく学校生協に申し出るものとする。

(組合員資格喪失時の支払方法)

第17条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して清算しなければならない。

(連帯保証人及び返済計画書)

- 第18条 本規則第5条(利用代金の支払方法)第6条(分割払いの方法)第8条(支払義務)第9条(団 体保険料支払義務)に定める支払方法を履行できないと学校生協が判断したときは、当該組合員は 支払いの債務の元本、債務に関する遅延損害金を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出 しなければならない。
 - 2. 連帯保証人の極度額は120万円とする。
 - 3. 前項の連帯保証人より債務の履行状況に関する情報請求があったときは、学校生協は遅滞なく 支払債務の元本、債務に関する遅延損害金についての不履行の有無並びにこれらの残額及びそ のうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

(除名)

第19条 この規則にもかかわらず支払い義務の不履行が認められる場合には定款第12条(除名)の定め により総代会の議決によって除名することができる。

(協議解決)

第20条 この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合 員と学校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとする。

(合意管轄)

第21条 この規則にかかわる一切の訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(周知)

- 第22条 この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとする。
 - ① 組合員への配付
 - ② ホームページへの掲載
 - ③ 事務所での掲示
 - ④ その他学校生協が定める適切な方法

(改廃)

第23条 学校生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済的状況の変化への対応その 他学校生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、理事会の決議によりこの規則を変更するこ とができる。

附 則

(施行期日)

この規則は、2020年3月1日から施行する。